

# 事務所通信

2014年5月号 No.107



( こいのぼり )

## CONTENTS

- |                    |    |                |    |
|--------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント           |    | ● 中小企業投資促進Q&A  | P4 |
| …ライバルに勝つ差別化の3つの方向性 | P1 | ● 端午の節句        | P5 |
| ● 算定基礎届            | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
| ● 生産性向上設備投資促進税制    | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



**加藤輝守税理士事務所**

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## ライバルに勝つ差別化の3つの方向性

ライバル社と差別化するために「付加価値をつけたい」とよく言われます。「付加価値の方向性」とは、大きく分けると次の3つです。あなたの会社はどの方向性をとられているでしょうか？

### ①「低価格利便性」

たとえば、牛丼の吉野家です。牛丼がたったの380円で販売されています。決して豪華ではありませんが、おいしい牛丼が低価格で食べられておなか一杯になる。そして会社も年商1680億円を稼ぎ出しています。この「低価格利便性」で勝ち残るには、日本全国の市場をターゲットとし、大量に低価格で仕入れ、海外工場などを利用して低コストで生産し、販売接客もローコストオペレーションに徹して初めて高収益が可能になるのです。中小企業の場合、起業当初は、低価格での販売がやむを得ないこともありますが、これは経営者と社員の低賃金に頼ることになりがちです。

### ②「最高・最新品質性」

これは、たとえて言うと高級レストランです。ここで食事をすると1人1万円はかかります。なかなか庶民が何度も利用できる店ではありません。接待や記念日のお祝い、彼女との決めデートのときに使う店です。接客や内装も設備もハイセンス。駐車場には案内の人が立っており、きれいな花や植木が植えてあります。これらの例のように最高・最新を追い求め、最高・最新ですべてを統一することが必要です。

### ③「顧客密着性」

たとえば、行きつけの食堂です。私の事務所の近くに、「すし活」や「月徳」という行きつけの店があります。馴染み客ばかりで、お客さんの好みや性格をよく分かってくれています。そして、かゆい所に手が届くサービスをしてくれるのです。私が店に入ると同時に、「先生、いらっしやい。いつものね」と言って、自動的に「おまかせセット」が出てきます。そして、「今日は新商品を開発した」といって、幻魚のにぎりが出てきます。

中小企業の場合、とるべき方向性は、「最高・最新品質性」か「顧客密着性」のどちらかにすることです。「低価格利便性」だと、いつか大資本にやられてしまうが、利益は出ないままです。ドラッグストアや家電量販店は、合併、統合を繰り返していきました。年商1000億円を超えるグループでないと最終的に生き残るのは難しいと言われています。これら低価格型の業態は、M&Aでの会社統合が急速に進んでいます。年商1000億円のグループに入った瞬間に仕入価格が2~3%下げてもらえと言われていました。年商100億円の会社なら、2~3億円の利益がそれだけで出ます。

つまり、規模が小さい会社はその恩恵を受けることなく、取り残されてしまい、とても厳しい戦いを強いられるのです。



# 算定基礎届とは？

年1回、標準報酬を決定します。間違った報酬を届けると、傷病手当金、出産手当金や年金額に影響します。役員の方にとっても、従業員様にとっても重要です。4月・5月・6月に基本給の変更・昇給等のあった方や、1年間に4回以上の賞与の支払があった方は注意が必要です。

## 4月・5月6月の給料の平均額をもとに、標準報酬月額を決める

毎年7月1日～7月10日（これ以外の日で、指定日があるときはその日）の期間に、健康保険・厚生年金の被保険者（加入している従業員）の給料（4月分・5月分・6月分）を年金事務所（社会保険事務所）又は健康保険組合に報告します。それが、算定基礎届の提出です。定時決定とも言います。

## 算定基礎届に記入されるべき人

7月1日の時点での健康保険・厚生年金の被保険者。

6月30日までに退職したり、パート等になって労働日数・労働時間が減少したために被保険者資格を喪失した従業員は算定基礎届の対象外です。

4月・5月・6月すべて休業（けが・病気等）している人（被保険者）

7月～9月に随時改定又は7月～9月に育児休業等終了時改定が予定されている人（被保険者）

7月・8月に会社を辞める人（被保険者）

7月・8月・9月に随時改定（報酬月額変更届）の予定がある被保険者は、随時改定が優先されますが、算定基礎届も提出します。

要するに、7月・8月・9月に随時改定する従業員については、算定基礎届＋報酬月額変更届の2度の届出が必要です。

## 報酬となるもの

基本給・役職手当・通勤手当・家族手当・残業手当・住宅手当・私傷病手当等、「・・・手当と名のつくもの」

年4回以上支給される賞与※年3回までは、「賞与支払届」を提出します。

現物支給による以下のもの

通勤定期券・食事（「ほかほか弁当等」も含む）・住宅・自社製品

### 報酬支払の基礎日数が17日以下の月は除外

報酬支払の基礎日数＝労働日数		
4月	5月	6月
16日	18日	21日
×	○	○
220,000円	250,000円	280,000円

この場合には、5月と6月だけで判断します。∴250,000円＋280,000円＝265,000円  
この265,000円をもとに標準報酬月額が決定されます。

### 休職月がある場合（無給又は低額の休職手当の場合）

1ヶ月又は2ヶ月の求職月がある場合			
	4月	5月	6月
労働日数	3日	0日	17日
給与（休業手当も含む）	120,000円	100,000円	220,000円
	×	×	○

この場合には、6月分のみで判断します。ようするに、220,000円をもとに標準報酬が決定されます。

4月・5月・6月ともに全休の場合			
	4月	5月	6月
労働日数	0日	0日	0日
給与	0円	0円	0円
	×	×	×

この場合には、従前の標準報酬月額で決定されます。つまり、3月以前の標準報酬月額で判断されます。



# 生産性向上設備投資促進税制

生産性向上につながる設備、具体的には生産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度が創設されました。

## ●制度の概要

ア) 対象者 … 青色申告書を提出している法人および個人事業主

- イ) 要件 …
- ①平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に取得した設備であること
  - ②生産等設備を構成する機械装置、工具器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで生産性向上設備等に該当するもののうち一定規模以上のものであること
  - ③その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合

## ウ) 償却限度額

取得時期 資産の種類	平成26年1月20日から 平成28年3月31日まで に取得したもの	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで に取得したもの
機械装置、工具器具備品など	即時償却又は5%税額控除	50%特別償却又は4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は3%税額控除	25%特別償却又は2%税額控除

## エ) 対象の設備

先 端 設 備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル  
<対象>

- ◆機械・装置 (限定なし)
- ◆器具・備品 (試験・測定機器、冷凍機付陳列ケース、サーバー (中小企業者のみ))
- ◆建物関連 (ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)
- ◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア (中小企業者のみ)
- ◆工具 (ロール)

<確認方法>各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

生産ラインやオペレーションの刷新・改善

○事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上 (中小企業は5%以上)  
※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし  
<対象>機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物  
<確認方法>申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし  
経済産業局が確認

生  
産  
性  
向  
上  
設  
備  
等

## 中小企業投資促進税制Q & A

Q 1. 新たに機械装置を導入しようと思います。税制上の優遇措置はありますか？

A 1. 中小企業が事業のために一定の機械装置などを取得したときは、中小企業投資促進税制を適用できる場合があります。この制度は、通常の減価償却費に加えて、取得価額の30%の特別償却、または取得価額の7%の税額控除（資本金等3,000万円以下の法人のみ）のどちらかの優遇措置を受けることで税負担を軽減することができます。ほとんどの業種で利用できる制度ですが、対象となる資産は、一定金額以上（図表1）の新品のもので平成29年3月31日までに国内で事業に使用したものです。

（図表1）中小企業投資促進税制の適用対象となる資産（新品に限る）

種 類	対象設備	金額等の要件
機械装置	すべて	160万円以上
器 具 備 品	電子計算機	120万円以上※
	デジタル複合機	120万円以上
	試験又は測定機器	120万円以上※
工 具	測定工具及び検査工具	120万円以上※
ソフトウェア	すべて	70万円以上※
車 両	登録済みの貨物自動車	車両総重量3.5t以上
船 舶	内航船舶	取得価額の75%が対象

※は、複数台の合計でも可

Q 2. 税制改正で、生産性を上げるために新たな設備を導入した場合に、上記（Q1）の中小企業投資税制の適用に加え、さらに税負担を軽減できる制度ができたそうですが、どのような制度ですか？

A 2. 平成26年度の税制改正において、中小企業が生産性を上げるために先端設備等を導入する場合に、中小企業投資促進税制の減税措置に上乗せして税負担を軽減できる措置が追加され、一定の要件のもと、即時償却や10%の税額控除を受けることができます。

上乗せ措置は、中小企業投資促進税制の対象設備のうち、平成26年1月20日以降に取得した生産性を向上させる先端設備や生産ライン等の改善のための設備が対象になります。

●中小企業の少額減価償却資産の損金算入の特例が2年間延長されました。

青色申告である中小企業、個人事業者が、パソコンやエアコン、応接セットなどの少額な減価償却資産を取得した場合に、一定の要件のもの全額を損金算入（即時償却）することができる特例の適用期限が平成28年3月31日までに延長されました。

# 端午の節句

## ◇ いつから「端午(たんご)の節句」ってあるの？

「端午の節句」は、災いや病気など良くないことが起こらないように、元気で長生きができるようにと願う奈良時代から続く古い行事です。

「端午」とは、月の端(はじめ)の午(うま)の日という意味で、はじめは、5月に限ったものではありませんでした。やがて、午(ご)と五(ご)の音が同じことから、毎月5日とされるようになり、時代とともに行事で使われる菖蒲(しょうぶ)の季節にあわせて、5月5日が節句の日として定着したと伝えられています。

## ◇ 「端午(たんご)の節句」って何をしていたの？

「端午の節句」は、「菖蒲(しょうぶ)の節句」とも言われています。

自然災害や病気などは、魔物(まもの)によるしわざだと信じていた当時の人々は、強い香気で魔物を追い払う薬草とされていた菖蒲やよもぎを家の軒(のき)につるしたり、お湯に菖蒲を入れて入浴することで災いから身を守り、防ごうとしていました。

時代が武家社会に移ると、「菖蒲」を「尚武(しょうぶ)」という言葉にかけて、武士を尊重する「尚武の節句」へと変化していきます。

江戸時代には、徳川幕府の重要な式日として5月5日が定められ、大名や旗本が正式な服装で江戸城に参上し、将軍をあがめ、お祝いをするようになりました。また、将軍に男の子が生まれると、玄関前に馬印(うましるし)やのぼりを立ててお祝いするようになります。この風習が、今の「こいのぼり」のもとになっています。

## ◇ こどもの日に兜や鎧を飾るのはどうして？

時代の流れとともに変化した「端午の節句」は、江戸時代以降、家をつぐことになる男子の誕生と成長を祝うための節句として定着していきました。このため、戦いから身を守る「兜」や「鎧」を飾るようになったのです。現在は鎧兜が“身体を守る”ものという意味が重視され、交通事故や病気から大切な子どもを守ってくれるようにという願いも込めて飾ります。

## ◇ こどもの日に「ちまき」や「柏餅」を食べるのはどうして？

「ちまき」は、「端午の節句」の日にお米をササの葉で包み、五色の糸でしばって供え物とした中国の伝説が、日本に伝わり、「端午の節句」の日食べる習慣となったと伝えられています。

「柏もち」は、新しい芽がでるまで古い葉を落とさないという柏の木の特长から「子孫がとだえない」縁起物として節句の日に食べられるようになりました。



< 田 中 >

## 研 修 予 定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
5月19日(月) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 社会保険料を合法的に削減する方法	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

### 経営革新等支援機関

...

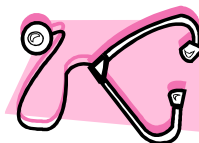


### 座高測定



昭和10年頃から「内臓の発達を知るために必要」という理由で身体測定の定番になっていたのですが、廃止になるようです。

.....昔は座高が高いほど健康の証でよいこと？  
だったんでしょうか。



某雑学HPより

(担当：さいとう)



# 休日カレンダー



5月( 皐月 ) M a y

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19 テルモ経営研究会	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。  
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

## 5月の税務

- 5月12日 平成26年4月分の源泉所得税・住民税の納付
- 5月15日 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 5月決算法人で平成26年6月開始事業年度(課税期間)から消費税の簡易課税制度を適用する場合、または適用をとりやめる場合
- 6月 2日 平成26年3月決算法人 法人税等. 消費税確定申告. 納付  
平成26年9月決算法人 法人税等. 消費税中間. 予定申告. 納付  
平成26年12月. 6月決算法人の消費税の中間申告、納付  
所得税確定申告税額の延納税額の納付



5月は新緑の美しい季節です。田植えの終わった水田や、芽吹いたばかりの街路樹、よもぎ色の若葉を見ていると、新緑を求めてドライブに出かけたくくなります。自然の中、山菜採りやウォーキングも良いけれど、熊も怖いような……。遊び心が揺らぎます。

〈 広 川 〉